○経済産業省告示第三百四十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年十二月十日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4957	株式会社サンワホーム	山梨県中巨摩郡昭和町西条三十三番地一	平成二十一年十一月十八日から平成二十二年十一月十七日まで
4958	ヤシロ建設株式会社	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目二番十四号	平成二十一年十一月二日から平成二十二年十一月一日まで
4959	株式会社穴吹工務店	香川県高松市藤塚町一丁目十一番二十二号	平成二十一年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十三日まで
4960	株式会社岩相工業	福岡県福岡市東区馬出五丁目九番八号	平成二十一年十月二十九日から平成二十二年十月二十八日まで

○国土交通省告示第千二百七十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十一年十二月十日

国土交通大臣　前原　誠司

指定する地域　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「伊豆交通圏」

期間　平成二十一年十二月十日から平成二十四年九月三十日まで

○国土交通省告示第千二百七十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称
　ハウスプラス確認検査株式会社
二　住所
　東京都港区浜松町二丁目四番一号
三　代表者氏名
　代表取締役社長　加藤　義雄
四　登録年月日
　平成二十一年十一月三十日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　ハウスプラス確認検査株式会社　東京都港区浜松町二丁目四番一号

○国土交通省告示第千二百七十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社環境プランナー
二　住所
　東京都練馬区下石神井二丁目三十二番二十二号
三　代表者氏名
　代表取締役　福永　俊春
四　登録年月日
　平成二十一年十一月三十日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　株式会社環境プランナー中村分室　東京都練馬区中村北一ノ十ノ十七ノ二〇五

○国土交通省告示第千二百七十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称
　AGCテクノロジーソリューションズ株式会社
二　住所
　東京都千代田区神田美土代町三番地二
三　代表者氏名
　代表取締役　長曽我部仁

○気象庁告示第十号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月十日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第09513号	転倒ます型雨量計の感部ＲＥＴ12	東京都板橋区宮本町35番10号	株式会社池田計器製作所	平成21年11月26日
第09514号	転倒ます型雨量計の感部Ｒ1―502	東京都目黒区東山１丁目12番13号	株式会社小松製作所	平成21年11月26日
第09515号	転倒ます型雨量計の感部Ｒ1―502Ｈ	東京都目黒区東山１丁目12番13号	株式会社小松製作所	平成21年11月26日

○東北地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七	号　青森市大字新城字山田六八番一から同市大字新城字福田二六五番七まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十日

○関東地方整備局告示第三百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

四　登録年月日
　平成二十一年十一月三十日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　AGCテクノロジーソリューションズ株式会社　東京都千代田区神田美土代町三番地二

○国土交通省告示第千二百八十号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十日

国土交通大臣　前原　誠司

三中カをヨとし、ヱからワまでを一つずつ繰り下げ、シの次に次のように加える。

ヱ　兵庫県姫路市南条五百六番地